

消費者だより

2023年12月号

美容医療サービスの契約は慎重に！

最近、顔のリフトアップや痩身、脱毛やAGA治療等の美容外科の広告を、SNSやテレビCM、電車内など様々な場所で目にします。こうした美容医療の施術は、多くの場合緊急性はありませんが、カウンセリング時に不安をあおられその場で契約し、その日のうちに施術を行い、その後トラブルになるケースが多くみられます。

■相談事例

肩こりがひどかったので、SNS広告にあった美容外科クリニックの肩こり治療のカウンセリングを予約した。予約日当日にカウンセリングにて、カウンセラーからいろいろ質問をされ、小顔になるリフトアップの施術を勧められた。その際、「今ならモニターになれば、80万円の施術が50万円で受けられる。お金は信販会社を利用して分割払いにすれば良い。副作用は顔が少し腫れる程度で、翌日から化粧もできる。」と言われ、モニター契約をした。その日のうちに施術を受けたが、その後顔がひどく腫れ、食事もまともに摂れない。こんなことになるとは聞いておらず、とても不安で納得できない

■消費者へのアドバイス

- ・カウンセリング時に、すぐ施術をしたほうが良い、今ならモニター価格で料金が安くなる等、急かされるように契約を勧められても、その場で契約・施術はしないようにしましょう。
- ・施術前に、納得いくまでリスクや副作用の確認をしましょう。施術の効果やメリットだけでなく、リスクや副作用について、医師からしっかり説明を受け、十分理解したうえで施術を受けるか否か、判断する必要があります。
- ・分割払いなら大丈夫と、支払いにクレジット契約を勧められる場合がありますが、毎月支払っていけるのか、本当に自分に必要な施術なのかをよく検討しましょう。

困ったことがあれば、消費生活センターにご相談ください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)